



環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月は環境月間です。水と緑の美しい自然と、伝統ある文化を将来につなげるために、まず、自分の身近なところからできる環境保全活動を考えてみませんか。

▶環境課(☎64・3150)

野焼きは法律違反です！

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、廃棄物処理及び清掃に関する法律によつて一部の例外を除き禁止されています。これに違反した場合、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はその両方(法人は3億円以下の罰金)が科せられます。

野外焼却禁止の例外とは

- ① 農林水産業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(例) 農業者が行う稲わら・畦草の焼却、焼き畑、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物等の焼却。
- ② 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例) とんど焼、護摩だき等地域の伝統行事における不要となった門松、しめ縄、護摩等の焼却。
- ③ 震災、風水害、火災、凍害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害復旧のための木くずの焼却、凍結防止のための稲わらの焼却、火災予防訓練
- ④ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、道路管理のために剪定した枝条の焼却

⑤ たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(例) 暖を取るための焚火、キャンプファイヤー等
例外として規定されている焼却の場合であっても、多くの苦情が寄せられているため、これらの例外規定の焼却を行なう時には、「事前に周辺住民に周知する」、「風向きや焼却時間帯、焼却する量を考慮する」等、周囲の住環境に配慮して慎重に行つてください。
なお、タイヤ等のゴム類、プラスチック、ゼニール類の焼却は例外なく禁止されています。
また、剪定枝、木の葉及び刈草は少量であっても焼却せず普通ごみとして出すか、掛籠クリーンセンター(新宮地区)においては、にしはりまクリーンセンター)に直接搬入してください。※有料
産業廃棄物の焼却、悪質な野外焼却(野焼き)を見かけたときは、警察(110番)又は環境課へ通報してください。

フードドライブにご協力ください

食品ロスの削減及び食品の有効活用を図るため、フードドライブを実施します。集まった食品は、福祉団体やこども食堂など、必要としている団体に提供されます。

■とき

6月23日(水)～25日(金) 9時～16時

■ところ

市役所新館 玄関前ピロティ

■対象品目

常温保存できる食品
例・缶詰、インスタント・レトルト食品、乾物、米、調味料、菓子類等

※ただし、左記の食品は除きます。
・開封済みや包装、外装が破れているもの
・賞味期限が1カ月を切つたもの
・生鮮食品
・アルコール(みりん、料理酒は除く)

■その他

6月環境月間中は、環境課窓口でも随時受け付けています。
なお、フードバンク事業所も随時募集しています。



兵庫県立大学理学部キャンパスで学生に食品配布

食品を受け取った大学生の声

親からの仕送りも減り、アルバイトもできなくなつてしまったのでとても困っていました。今回の支援は本当にありがたいです。

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破砕・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。全国的にも廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。このため、リチウムイオン電池などの使用済み小型充電式電池の回収箱を設置しましたので、積極的な利用をお願いします。

使用済み小型充電式電池の回収にご協力ください

■回収対象電池

- ニカド電池
 - ニッケル水素電池
 - リチウムイオン電池
- *乾電池は回収対象外となります。(新宮地域は不燃ごみ、その他の地域は大型ごみ)



提供:日本容器包装リサイクル協会

■設置場所

市役所本庁環境課
各総合支所地域振興課

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



※上記のリサイクルマークが目印です

動画公開中(環境省作成)



セーフリサイクル!リチウムイオン電池!正しい捨て方はこちら

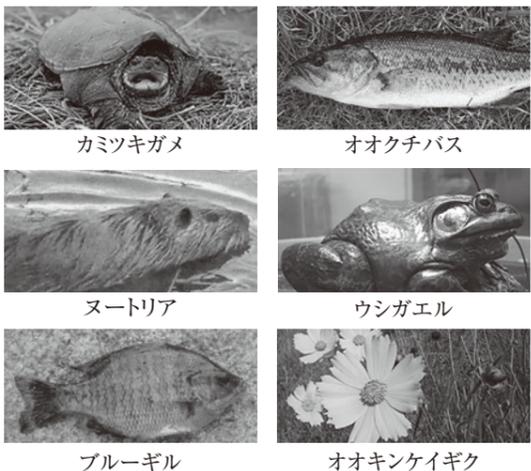
特定外来生物にご注意を

外来生物の中でその競争能力、繁殖能力の高さや捕食性の強さによって、生態系、人の生命、農林水産業へ被害を及ぼす恐れのあるものが特定外来生物として指定され、現在動植物を併せると156種類が指定されています。

特定外来生物は、飼育、栽培、販売、保管、運搬、野外に放つことが法律により禁止されています。

これに違反した場合、最高で個人の場合、懲役3年以下もしくは3百万円以下の罰金、法人の場合、1億円以下の罰金が科されます。

◎市内で確認された特定外来生物の例
(写真は環境省より提供)



生ごみの水切りモニターを募集します!

生ごみのうち、約8割が水分と言われています。生ごみの水切りをしっかりとすることで、ごみの減量化につながります。

市では、生ごみの水切りの効果検証を行うため、水切りモニターを募集します。水切り器を実際に使用し、水切り前後の生ごみの重さの計量や、モニター終了後アンケートにお答えいただけます。

- モニター条件 市内在住で、生ごみの水切りにご協力いただける方
- ※1世帯につき1名、100名まで
- 実施期間 1カ月程度
- 申込方法 環境課窓口で申し込み
- その他 水切り器、スケールは市から貸与し、モニター終了後、エコバッグとともに進呈します。

